

## 「入試問題に使用する著作物の著作権と入試問題の二次利用の著作権」講習会 報告

### —— 入試問題に使用した著作物の著作権 ——

日時:平成 27 年 10 月 24 日(土曜日) 14:00～16:30

場所:アルカディア市ヶ谷(私学会館) 7 階 貴船

講師:独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部長

大和 淳(やまとあつし)先生

#### 講演内容

入試問題には著作物の一部を利用する場合(著作物の一時利用)と入試終了後に入試問題を配布・販売し、ウェブページにも掲載したりします。(著作物の二次利用)この場合、著作物の一時利用には入試問題の秘密性から著作者へ利用の許諾と取る必要はありません。しかし、著作物の二次利用には著作権料を払う必要があります。

学校の教育現場では、著作物を利用する場合があります。その時利用する著作物は一般利用と異なり著作権の例外があります。例えば、

- ・ 著作物の複製・音楽や演劇の上演
- ・ 読書感想文への引用・教材ビデオの上映
- ・ 教育番組の視聴・図書の貸出
- ・ 朗読・読み聞かせ・入試問題の作成

などこれら教育現場で許されているものですが、例外規定は教育者の権利というものとの考え方でなく利用させてもらうという謙虚さで利用する必要性があろう。



#### 質疑

- ・ 訳本を利用した場合の著作権とその手続きはどのように。→ 著作権は、訳者と原作者、両者にある。また手続きなどは煩雑であるので、教育 NPO のような著者や業界とコンタクトをとってくれる団体にお問い合わせすると楽でありアドバイスももらえる。
- ・ 寺社の写真の著作権は、→ 所有権は寺社にあるが、許可を得て撮影した場合、写真の著作権は撮影者にある。
- ・ 入試問題に実験などのデータやグラフの利用は、→ 数値データだけならばあまり神経質にならなくてよいが、グラフと一体となっているものなどは、著作物として考える必要あり。

#### 学校関係の著作権の参考資料

著作権テキスト：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

指導事例虎の巻：<http://chosakuken.jp>

著作権情報センター：<http://www.cric.or.jp>

(報告者：勝間田清一)